

武蔵村山市まちづくり条例施行規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○武蔵村山市まちづくり条例施行規則 平成24年武蔵村山市規則第15号</p>	<p>○武蔵村山市まちづくり条例施行規則 平成24年武蔵村山市規則第15号</p>
目次 略	目次 略
第1条から第3条まで 略	第1条から第3条まで 略
(地区まちづくり計画の案の提案)	(地区まちづくり計画の案の提案)
第4条 略	第4条 略
(1)から(4)まで 略	(1)から(4)まで 略
(5) 計画区域内の地区住民等（条例第7条第1項の地区住民等をいう。以下同じ。）（地区内に住所を有する者にあつては、 18歳以上の者 に限る。第6条第2号を除き、以下同じ。）の一覧表及び提案に係る地区まちづくり計画の案の内容に同意した地区住民等の同意の意思を示す書類	(5) 計画区域内の地区住民等（条例第7条第1項の地区住民等をいう。以下同じ。）（地区内に住所を有する者にあつては、 20歳以上の者 に限る。第6条第2号を除き、以下同じ。）の一覧表及び提案に係る地区まちづくり計画の案の内容に同意した地区住民等の同意の意思を示す書類
(6) 略	(6) 略
第5条から第132条まで 略	第5条から第132条まで 略
様式 略	様式 略
附 則	
この規則は、武蔵村山市まちづくり条例の一部を改正する条例（令和年武蔵村山市条例第 号）の施行の日から施行する。	